



# 遺産寄付のご案内

「自分が築いた財産を社会のために活かしたい」

「相続した遺産を社会のために活かしたい」

と思ったら。



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

福島県支部

# 遺言で

遺言により、自分が亡くなった後に自分の財産を特定の人などに分けることができます。これを「遺贈（いぞう）」といいます。

## ●遺産の受取人に「日本赤十字社福島県支部」を指定できます

遺産の受取人は、個人または法人ですので、「日本赤十字社福島県支部」とすることができます。

日本赤十字社福島県支部にいただいた寄付につきましては、県内のさまざまな赤十字活動に活用いたしますので、ご自分の財産を社会貢献に活かしたい場合は、ぜひご検討ください。

【参考：相続税の早見表】

税率の控除額			計算例	
法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる 取得金額	左に対する税額
万円	%	万円	万円	万円
～1,000	10	0	1,000	100
～3,000	15	50	3,000	400
～5,000	20	200	5,000	800
～10,000	30	700	10,000	2,300
～30,000	40	1,700	30,000	10,300
30,000超	50	4,700	40,000	15,300

(法) 法定相続分に応ずる取得金額 = 課税遺産総額 × 法定相続分

【計算方法】 ① 法定相続分に応ずる取得金額 × 税率 - 控除額 = 各相続人の算出税額

② 各相続人の算出税額の合計金額 = 相続税の総額

## ●意思を伝えるため遺言書を作成しましょう

作成すると  
遺言書を

- ◎遺産の受取人や内容を指定できます。
- ◎自分の財産について死後も自分の意志を反映できます。
- ◎遺産相続に関するもめごとを避けることができます。
- ◎相続人の負担（相続税）を軽減することができます。
- ◎遺言の執行を信頼する人（信託銀行、弁護士など）に任せることができます。

## ●「公正証書遺言」が一般的です

遺言を残すためには、民法で定められた方式で「遺言書」を作成する必要があります。なお、方法はいくつかありますが、「公正証書遺言」が一般的です。

## ●「公正証書遺言」とは…

遺言者が公証人に遺言内容を口頭で伝え、公証人がその内容を文章にまとめ、公正証書を作成する方法です。証人2人以上の立会いのもと作成し、関係者が署名捺印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されるので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。

遺言書

## ●遺言書を作成しようと思ったら

公証役場、弁護士などにご相談ください。

事前によく相談し、後世にしっかり意思を伝えましょう。

# 相続財産で

「築いてくれた財産を社会のために役立てたい」  
遺言による故人の意思表示がない場合は、民法の規定に従って遺産を相続しますが、相続した財産を社会貢献に役立てたい場合などに、日本赤十字社福島県支部への寄付をご検討ください。

## ●相続税がかかりません

一般的に遺産を相続した場合には相続税がかかりますが、遺産を日本赤十字社へ寄付した場合、寄付した分については相続税がかかりません。

相続税の税率は、課税対象額によって異なりますが、10～50%の税金がかかってきます。しかし、日本赤十字社福島県支部に遺産を寄付した場合、寄付した分は課税対象額の計算から除外されますので、負担を軽くすることができます。

遺産を日本赤十字社に寄付したことを示す「証明書」を発行しますので、相続税の申告期限内（相続開始から10ヵ月以内）に証明書を添付して相続税の申告をしてください。なお、ご希望される方には下表のような表彰があります。

寄付の内容	表 彰	贈られる表彰物件
全ての方	感謝状	賞状
20万円以上	銀色有功章	楯式銀色有功章、略章
50万円以上	金色有功章	勲章式金色有功章、略章

## ●相続した遺産を赤十字に寄付しようと思ったら

郵便局・東邦銀行の本支店から手数料無料でお振込みできる振込用紙をご用意しております。

寄付の方法など、詳しいことは**日本赤十字社福島県支部（TEL:024-545-7998）**へお問い合わせください。

### 日本赤十字社福島県支部へ遺産を寄付される場合の注意点

不動産や有価証券など現金以外の財産をご寄付いただく場合は、遺産を有効に活用するために現金化して（換価現金化）から寄付くださいますようお願いいたします。



# 故人と遺族のお気持ちを 社会のために活かしてみませんか。

私たち日本赤十字社の使命は、人間のいのちと健康、尊厳を守ること。この使命を心に刻み、災害や病気で苦しんでいるひとのために、さまざまな活動を行っています。

## 災害救護

地震や台風などの自然災害が発生した際に医療救護班を派遣し、救護活動を展開します。また、災害に備えた訓練を行っているほか、毛布などの救援物資を備蓄し、災害時に配布します。

東日本大震災では赤十字病院をはじめとする施設から医師や看護師などを多数派遣したほか、不安を抱えた被災者のところに寄り添う救護活動を展開しました。



## 救急法などの普及

大切な命を守り、健康で安全な生活を送っていただくために、とっさの時の手当の方法や病気・けがに備えて知識と技術が学べる講習会を各地で開催しています。

また、災害時の高齢者の支援、応急手当など防災教室も開催しています。



## 赤十字奉仕団

県内各地域のボランティアのみなさんが、炊き出しや清掃などさまざまな奉仕活動に参加しています。多くのボランティアの力が赤十字を支えています。